

建築物の中間検査の指定改正案

1 改正概要

山形県では、社会的に影響の大きい建築物の安全を確保するため、建築基準法に基づき特定工程を指定しています。

指定内容（ ：改正箇所）

項目	現行				改正内容
区域	山形県の区域のうち、山形市を除く区域				改正なし
期間	平成 20 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで				期間の指定の廃止
対象建築物 及び工程	対象建築物		工程		改正なし
	構造	規模・用途	基礎工事	建方工事	
	木造、 鉄骨造、 鉄筋コンク リート造、 鉄骨鉄筋コ ンクリート 造	地階を除く 階数 3 以上 かつ 延べ床面積 500 m ² 超	基礎及び 地中ばりの 配筋工事	2階の床及び これを支持する はりの配筋工事	
		地階を除く 階数 3 以上 の共同住宅	基礎及び 地中ばりの 配筋工事	2階の床版の 取付工事	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 85 条第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受けるもの（仮設建築物） 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による通知に係る建築物 ・ 同法第 68 条の 20 第 2 項に規定する建築物である認証型式部材等 ・ 建築基準法第 85 条第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受けるもの（仮設建築物）

○区域、対象建築物及び工程については、改正なしとします。

○期間について

これまでは中間検査を行う期間を 3 年毎に延長してきましたが、制度として定着してきたため、今回の改正において期間を指定しないこととします。

○中間検査を行う建築物の適用除外に下記を追加します。

- ① 国や都道府県等が建築主となる建築物においては、当該自治体が行う検査において配筋検査等が実施されており、山形県が指定している工程の検査も含めて実施されていることから、安全性が担保されているため、県の指定からは適用除外とします。
- ② 認証型式部材等（予め国土交通大臣により部材等及びその製造業者について認定・認証を受けているもの）は、検査の特例により、構造耐力等に関する検査が不要となっていることから、工事中の現場の状況を確認する本検査の指定からは、適用除外とします。

2 告示予定日

令和5年9月下旬

3 施行予定日

令和5年11月1日